

# 精華町随意契約ガイドライン

精華町 総務部 入札契約室

令和3年10月

## 随意契約ガイドライン 目次

1 目的	3
2 対象の契約	3
3 随意契約とは	4
4 留意すべき事項	5
5 随意契約ができる場合（施行令第167条の2第1項）	7
(1) 予定価格が少額の契約であるとき（第1号）	
(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（第2号）	
(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき（第3号）	
(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき（第4号）	
(5) 緊急の必要によるもの（第5号）	
(6) 競争入札に付することが不利なもの（第6号）	
(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの（第7号）	
(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき（第8号）	
(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき（第9号）	
6 契約内容の公表について	21
7 関係法令等	22

(制定：令和3年10月 1日)

改訂：令和4年 3月18日

改訂：令和6年 3月 1日

## 1 目的

地方公共団体の契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的達成の手段として締結されるものであり、また、これらは、公金の支出を伴うこと等から、その契約の締結手続等について極めて厳格な透明性や公正性が要求される。

このことから、一般的に適用される私法とは別に、公益目的遂行のための一定の規制が必要であり、また規律を維持して契約事務執行職員の恣意を防止することが必要となる。

本町の入札・契約は、競争性、透明性、公正性、公平性を原則としており、随意契約においてもこの原則を追求しつつ、適正な契約の執行を行う。

地方自治法では、より効果的に公益を図る目的から、その契約方法として、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法に限定し、さらに、地方公共団体の規則等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っているところである。

そこで、競争入札を原則とする契約において、必要以上に随意契約とせず競争入札とするよう改めて点検するとともに、随意契約を実施するにあたり、適正かつ円滑な運用を確保するため、例外的契約方法である「随意契約」についての標準的な解釈・指針を示すものとして、ガイドラインを定めるものである。

## 2 対象の契約

随意契約ガイドラインの対象は、精華町が締結する全ての随意契約及び、工事、業務、役務等その他において、その後の随意契約を前提とした契約、協定、覚書、その他の文書とする。

### 【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとする。

### 3 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定することができるから、その運用さえ適切なものであればよくその長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。しかしながら、いったんその運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正な取引の実を失し、いわゆる官商結託ないし癒着の弊を生じやすい。

(地方公共団体 契約実務ハンドブック (第一法規出版) より抜粋)

ゆえに、地方公共団体の契約は、競争入札が原則であるから、安易に随意契約とすることは、厳に慎むよう注意すること。

随意契約には、特定の1者から見積書を徴取する特命随意契約いわゆる「1者随契」と複数の者から見積書を徴取する「見積合せによる随意契約」がある。以上のいずれを採用するかについては、地方自治法及び、同法施行令や、その業務内容を基に適正に判断をしなければならない。また、随意契約による契約であっても、有利な契約を締結できる可能性を追求し、競争性の確保の原則から、できる限り見積合せによる随意契約とすることが必要である。

一般的に競争入札においては、原則として価格競争であるから、定められた範囲の中で最低の入札をした者と契約することとなるが、1者随契においては、見積書の提出が契約の申込みにあたり、発注者が承諾することによって契約が成立することとなるが、比較対象がないため、見積書の価格が必ずしも適正価格であるとはいえない。そういったことから、契約する価格について説明責任が果たせるようにする必要があることから、競争性を發揮した見積合せによる契約としなければならない。

特に1者随契となる場合は、地方自治法施行令の該当する理由を明確にしておくことが必要となる。

## 注意

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、一般競争入札を採用することは適当ではないので、業務等の内容に照らし、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとしている。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうと全ての契約を通じて適用される不変の大原則である。

## 4 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、特に次の点に留意することが必要である。

- ① 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、といった理由は、随意契約の理由とはならない。
- ② 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付すことが原則である。
- ③ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化。又は、単価契約を安易に適用するようなことがあってはならない。
- ④ 単価契約とする場合においては、総価契約ができない理由が明確でなければならない。
- ⑤ 随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で行った場合、その事務担当職員等は、責任を問われることになる。
- ⑥ 見積合せによる随意契約を実施する場合の業者選定については、透明性、公平性が確保されることが必要であり、特定の業者との契約を前提とした業者選定を行ってはならない。

なお、見積書を徴取する相手方の選定は、原則として、精華町入札参加資格等に関する要綱（平成24年要綱第37号）第5条で規定する入札参加資格者名簿に登録されている者から選定しなければならない。ただし、入札参加資格者名簿に登録さ

れている者の中から選定できない特別な事由がある場合については、それ以外の者を選定することができる。

発注計画時に競争入札を原則とする契約方式の例外に該当するかを必ず確認

- 今までの前例で判断をしていないか
  - ・ 随意契約とした合理的理由があるか
  - ・ 理由を含め、公表の対象となる
  
- 法令で随意契約が可能となっているか
  - ・ 施行令の解釈に誤りがないか
  
- 工夫しても競争入札ができないか
  
- 競争入札をするよりも、不利にならないか
  - ・ 価格面や工期等で問題はないか
  - ・ 結果の公表に説明責任を果たせるか
  
- 排他的権利（特殊な技術・設備等、特許権、著作権等）があるか
  - ・ 既に、同種の業務で一般化されていないか
  
- 契約の相手方として、その相手方（唯一）しかないか

## 5 随意契約ができる場合

### 地方自治法施行令（以下「施行令」）第167条の2第1項

◎ 以下、各号について、随意契約をしようとする場合の注意点及びチェックすべき基本となることについて示したものであるが、前述の通り競争の原則に基づくこととし、運用にあたって拡大解釈をすることは厳に慎むようにしなければならない。

(1) 予定価格が少額の契約であるとき

#### 《第1号》

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が施行令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができることとされている。しかしながら、本号に該当させるため、故意に一括に発注すべき案件又は、一括に発注することが妥当な案件を合理的な理由なく分割又は削減して発注してはならない。そのような行為は実質的には違法行為であり、厳に慎まなければならない。

また、この号の適用させる1者随契は、契約の性質若しくは目的により契約の相手方が特定される場合又は2人以上の者から見積書を徴取する必要がない場合とし、契約の相手方を特定する客観的な理由が存在しない場合は、前述のとおり見積合せによる随意契約とする。

#### 精華町契約規則で規定する予定価格の上限

##### 【契約規則第9条】

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

【整理ポイント】

- ① 他の号の理由と併合した場合には、1号が優先適用となる。
- ② 建物等の修繕については、工事に該当する。
- ③ 印刷製本の請負契約は、製造に該当する。
- ④ 買取りの場合は、財産の買入れに該当する。
- ⑤ 「財産」には、不動産、動産の有体のみならず、特許権等の無体財産をも含む。
- ⑥ 建設工事にかかる測量、設計、調査等のコンサルタント等の業務委託（以下「測量等コンサル」）及び計画策定等の役務の提供は、前各号に掲げるもの以外に該当する。
- ⑦ 複数年の物件の借入れの場合、予定賃借料の総額により判断する。
- ⑧ 単価契約の場合、予定数量の総額により判断する。契約後に予定数量を変更する場合は理由を付して変更前に契約権者の承諾を得なければならない。



(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

《第2号》

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

確認！

- 当該契約をしようとする者以外に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうか
  - 契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において限定されているか。
  - 「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等の理由をもって当該契約者の限定はできない。
- 企画提案方式等で、業務の内容が入札に適さない場合。

《適用される契約の例》

【共通事項】

- ① 国又は地方公共団体との直接契約の場合  
公社等の公法人、公益法人等利益の追求を目的としていない団体との契約を含む。
- ② 企画提案方式等、業務の内容が競争入札に適さない場合

【建設工事等・測量等コンサル】

- ① 特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
  - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
  - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事又は設計等業務
  - ウ 電気、ガス等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事又は、鉄道等と交差若しくは近接しており保安上から特定の者に施工させる必要がある工事又はそれにかかる特殊性のある設計等業務
  - エ 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない工事

オ 電算システム等について、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないデータ更新、改良、保守、点検等を実施する業務

② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

ア 既設の設備又は施設と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事又は業務

イ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事又は業務

③ 契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定している場合。ただし、他の契約、協定、覚書その他の文書が特定の者と契約するために設けられたものであって、その文書が本ガイドラインを逸脱したものを除く。

#### 【物品購入・役務等】

① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合

・郵便葉書及び切手、収入印紙、新聞、官報等

② 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合

・公表前の印刷物の発注等

③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合

・不動産の買入れ等

④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、又は、買入れ先が特定されている特殊な技術（特許等）を必要とする場合

⑤ 特定のものでなければ役務を提供することができない場合

・特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等

⑥ 電算システム等について、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合

⑦ 既存の電算システム等と密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システム等の運用に著しく支障が生じるおそれのある場合

⑧ 法令等により契約の相手方が特定されている場合

⑨ 施設の維持管理において、他の施設（町以外の者が所有管理する施設を含む。）と一

体的に維持管理しなければ業務上支障が生じるおそれがあるため、他の施設の維持管理をしている者に委託する場合

- ⑩ 契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定している場合。ただし、他の契約、協定、覚書その他の文書が特定の者と契約するために設けられたものであって、その文書が本ガイドラインを逸脱したものを除く。
- ⑪ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たす者が複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合
- ⑫ 町内の医療機関又は町指定の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合

#### 【チェック】

特命随意契約（1者随契）の場合に多く適用されているが、後述の6号との判断を誤ることのないよう確認すること。

#### 注意

本号を適用する契約として、仕様内容を民間事業者のノウハウにより、より一層の向上を要求するコンペ方式やプロポーザル方式があげられるが、これらの方式の採用にあたっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要であることから、公募型の採用や審査委員会の設置によることが望ましい。

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

《第3号》

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる」とされている。

この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉施設関連施設等において製作された物品を当該福祉施設関連施設等から買い入れる契約又は、役務の提供を受ける契約をする場合で、建設工事等の契約は該当しないことに注意すること。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき

《第4号》

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 緊急の必要によるもの

《第5号》

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

この号において、「緊急の必要」とは、災害等、その他の緊急時において一般競争入札又は、指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、不利益を被る場合である。

確認！

- 災害等の緊急の必要があつて、競争入札による手続をとることが、目的時期を失し、住民の生命財産等に影響を及ぼすおそれがある場合又は、町にとって不利益を被るおそれがある場合
  - 客観的性質からの緊急性が必要であり、事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないと言うような理由では、5号を適用することはできない。
  - 緊急の対応を行わなければ、住民生活等への重大な影響が生じるおそれがあること。
  - 施設の機能維持にかかるもので、緊急性があると判断される場合。この場合、機能維持にかかる最小限の対応であり、それ以外を含める場合は、5号を適用することはできない。
  - 可能な場合には、複数の事業者から見積書を徴取するなど、経済的合理性に留意する必要がある。

《適用される契約の例》

【建設工事等・測量等コンサル】

- ① 緊急に施工しなければならない工事又は業務であつて、競争入札に付す時間的余裕がない場合
  - ア 道路陥没、地すべり、浸水等の災害に伴う応急工事及びそれに伴う業務
  - イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
  - ウ 災害又は事故等の未然防止のための応急工事及びそれに伴う業務
  - エ その他、住民の生命財産等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合又は、未然防止を行う工事及びそれに伴う業務
  - オ 施設の機能維持等にかかるもので、誰が見ても緊急に対応することが必要であると判断される工事
  - カ 現状を放置することにより被害が拡大し、町にとって不利益をもたらすことが想

定され、緊急の対応が必要と判断される工事及びそれに伴う業務  
キ 上水道・下水道施設等の設備機能等の故障において、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合

【物品購入・役務等】

- ① 道路陥没、地すべり、浸水等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の確保等、直ちに対応しなければ支障をきたす場合
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧の場合
- ③ 感染症発症時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料を買入れる場合
- ④ OAシステム・インターネットを通じた住民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、住民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合
- ⑤ 天変地異その他災害等により緊急に調達の必要がある場合
- ⑥ 道路陥没、地すべり、浸水等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等の緊急対応業務を実施する場合
- ⑦ 堤防、橋りょう、遊具等の緊急点検などの災害の未然防止のための応急業務を実施する場合
- ⑧ エレベーターや医療機器などの特定機器の故障に伴う応急復旧業務を実施する場合
- ⑨ 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務を実施する場合
- ⑩ 選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするものを調達する場合

注意

設備機器に関する事故発生時や災害時等、緊急の必要により競争に付する時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、単に事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきではない。

(6) 競争入札に付することが不利なもの

《第6号》

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号において、「不利」の解釈は、価格面の有利、不利とするが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

見積合せを実施する際によく使われる適用号数であるが、適切に判断し運用すること。

確認！

- 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等、町にとって有利と認められるとき。ただし、価格面において検討の必要がある場合を除く。
- 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
- 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

《適用される契約の例》

【建設工事等・測量等コンサル】

- ① 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事又は業務等で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工確保する上で有利と認められる場合
  - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事又は業務等
  - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事又は業務等
- ② 予期し得なかった事情の変化等により、契約履行中の施工者に履行させなければ、指定の期日までに完成することができない場合
  - ア 本体工事と密接に関連する付帯的な工事又は業務等

【物品購入・役務等】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
  - ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務であること。
  - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること。
- ② 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合



- ③ 契約金額以外の条件が町にとって不利となる場合（品質・性能等の要素が業者によって異なる場合等）（運送、保管等の際の地理的条件等により町に不利となる場合等）
- ④ 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合
- ⑤ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合
- ⑥ 機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合
  - ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であること。
  - イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であること。
- ⑦ 複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受注者に専用部分の業務を委託する場合

#### 注意

施行令第167条の2第1項第6号は、見積相手方が1者となる場合があり同項第2号と接近していると見受けられるが、同項第2号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

《第7号》

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「著しく有利な価格」の考え方について、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

確認！

- 一般的に品質、性能等が他と比較して問題なく、かつ予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できるとき。
  - 「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定すること。  
また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点でも、慎重に判断をすること。

《適用される契約の例》

【建設工事等・測量等コンサル】

- ① 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると思われる場合

【物品納入・役務等】

- ① ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有していることが明らかで、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- ② 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると思われる場合

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき  
(施行令第167条の2第1項第8号)

《第8号》

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいないときである。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

- ① 入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合
- ② 開札後、再度入札を実施したが、落札者がいない場合

注意

施行令第167条の2第1項第8号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいう。

「再度公告入札」は、入札価格のうち予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。

本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。

契約保証金及び履行期限を除くほか、予定価格その他の条件の変更はできない

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

《第9号》

落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができる。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。
- ② 履行期限を除くほか、予定価格その他の条件の変更はできない。
- ③ 落札金額の範囲内で契約すること。

## 6 契約内容の公表について

業務を所管する課等において、随意契約の結果を公表すること。なお、次に該当する契約については契約執行課において、ホームページ等により公表する。

### (1) 公表の対象

(建設工事)

- 予定価格が30万円を超える建設工事及び除草、剪定その他建設工事に関する業務の請負において随意契約の方法により契約を締結した場合

### (2) 公表の内容

(建設工事)

- 1 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 2 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
- 3 工期又は履行期間
- 4 契約金額
- 5 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 6 契約の変更をしたときは、変更後の契約に係る2から4までに掲げる事項及び変更の理由

### (3) 公表の時期

- 契約締結後、遅滞なく公表する。
- 契約の内容を故意に公表しなかった場合は、処分の対象となることがあるため注意すること。

## 7 関係法令等

### 【地方自治法】

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

### 【地方自治法施行令】

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地

方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
  - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
  - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
  - (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
  - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

#### 【地方公営企業法施行令】

(随意契約)

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号に



において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から管理規程で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

## 【会計法】

- 第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
  - 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
  - 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
  - 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

## 【精華町建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する要綱】

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

- 第4条 町長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
  - (2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
  - (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 町長は、建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札を行ったときは、当該入札ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、公共安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって町の行為を秘密にする必要があるものは、この限りでない。
- (1) 建設工事等の名称
  - (2) 入札日時
  - (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
  - (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額
  - (5) 予定価格
  - (6) 最低制限価格
  - (7) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
  - (8) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

- (9) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (10) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

3 町長は、建設工事（予定価格が30万円を超えないものを除く。）又は測量・建設コンサルタント等業務（予定価格が50万円を超えないものを除く。）の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約ごとに、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって町の行為を秘密にする必要があるものは、この限りでない。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
- (3) 工期又は履行期間
- (4) 契約金額
- (5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

4 町長は、前項の建設工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第2号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。